

国民健康保険の被保険者証の交換や、資格異動の届け出はお済みですか？

■国民健康保険被保険者証の交換はお済みですか？

甲佐町国民健康保険に加入している人で、まだ平成26年度の国民健康保険被保険者証（薄い桃色）に交換していない人は、古い被保険者証（薄い緑色）を持参の上、町住民生活課で交換してください。世帯に国民健康保険加入者が複数いる場合は、加入者全員の被保険者証をお持ちください。また、やむを得ない理由で別世帯の代理人に交換を依頼する場合は、委任状が必要です。

■就職などで資格の異動があったときは、届け出を忘れずに

●就職したときは？
就職でほかの健康保険に加入したときや、健康保険の被扶養者に認定されたときは、国保の資格喪失の届け出が必要です。

▼届け出に必要なもの
・国民健康保険被保険者証
・新しく取得した健康保険被保険者証
・印かん

※資格喪失の届け出が遅れると：被保険者証があるため、誤ってそれを使って医療を受けた場合は、国保が負担した医療費を後で返していたことになります。

また、ほかの健康保険に加入していても、国保の資格喪失届け出をしなければ、国民健康保険税が課税されたままになります。

●退職したときは？

退職して健康保険の資格を喪失したときや、健康保険の任意継続を喪失したとき、健康保険の被扶養者から外れたときは、国保の資格取得の届け出が必要です。

▼届け出に必要なもの
・健康保険資格喪失証明書（または喪失日が確認できるもの）
・印かん

健康づくり啓発の「肥後にわか」動画をホームページで公開中！



町では、国民健康保険の財政健全化への取り組みの1つとして、町職員による「肥後にわか劇」での啓発劇を制作しました。

本劇は、町民の皆さんに分かりやすい形で医療費の削減や生活習慣の改善などに取り組んでいただくきっかけとするために、町職員が企画・脚本・撮影・編集を全て手掛けて制作したものです。

町内の行政区で国保財政の健全化に関して説明する座談会などで上映し、ご自身の医療費削減や健康増進について考えていただくようご紹介しました。町公式サイト (<http://www.town.kosa.kumamoto.jp/>) で動画も公開しています。

また、本劇のDVDは、町教育委員会社会教育課で貸し出しているほか、各行政区にも配布していますので、地域でご活用ください。

町ではこれからも、国保財政の健全化に抜本的に取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※写真は、メタボリックシンドロームの予防に適度な運動を勧めるシナリオ②「過ぎたるは及ばざるがごとし」の一場面。

※加入の届け出が遅れると：

国保税は、資格の取得月から課税されますので、さかのぼって納めなければなりません。

また、被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

■新たに70歳になる人の医療機関での窓口負担が2割に

4月から、新たに70歳になる人（昭和19年4月2日以降に生まれた人）で、所得区分が現役並み所得以外の人の医療機関での窓口負担が2割に変更になります。ただし、既に70歳になっている

人（昭和19年4月1日までに生まれた人）は引き続き1割負担が継続されます。

※70歳になる誕生日の翌月の診療分から適用されます。

※現役並み所得者は引き続き3割負担が継続されます。

※医療機関窓口では、70〜74歳の人は被保険者証とともに高齢受給者証も必ずご提示ください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課
☎096・234・1113
(内線106)

✉k1e106@town.kosa.lg.jp